

2000年11月9日  
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

国民健康保険料賦課業務及び収納業務に係る納入通知書等作成発送業務の既存ファイルの自己処理システムを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2000年（平成12年）10月31日付けで諮問された、国民健康保険料賦課業務及び収納業務に係る納入通知書等作成発送業務の既存ファイルの自己処理システムを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、国民健康保険料賦課業務及び収納業務を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 外部提供する必要性について

ア 国民健康保険法の規定に基づく保険料の徴収は、普通徴収（市による個別徴収）により行っており、その処理件数は当初賦課で約65,000件、随時賦課で約30,000件、督促で約110,000件、合計で約205,000件の納入通知書等を作成発送しなければならない。

イ 納入通知書等は、保険料を賦課するための最も重要な通知であり、この通知の到達により初めて国民健康保険の納付義務者に保険料の納付義務が発生することとなる。

そのため、賦課決定された内容を納税義務者に通知するにあたっては、その正確性、迅速性が何よりも優先されなければならない。納入通知書等の作成・発送業務を外部提供することにより、データ入力締め切りから発送までの時間差を最大限短縮し、賦課業務への影響を最小限にすることが必要である。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

### 3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

納入通知書等は、保険料を賦課するための最も重要な通知であり、外部提供することにより納入通知書等の打ち出しから発送までの期間に生じる異動処理が最大限可能となり、納入通知書等の発送前引き抜きや発送後の返戻が最小となることで適正な内容の納入通知書等が迅速に送付でき、事務の効率化とともに市民サービスの向上が図れることから外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上